

令和8年度 学童保育クラブ入会案内



葛飾区教育委員会事務局放課後支援課放課後支援係
(区役所4階401 子育て支援窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
電話 代表 03(3695)1111 内線2612
直通 03(5654)7613
FAX 03(5698)1553



葛飾区公式サイト「学童」ページのアドレス・QRコード
<https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000056/1002335/index.html>

葛飾区では、保護者の就労・疾病等を理由に、監護が必要な小学生のお子さんを対象に学童保育クラブでお預かりします。学童保育クラブは、公立と社会福祉法人等が運営する私立があります。私立は、公立に準じて運営しております。

●令和8年度4月入会一斉受付について

受付期間 <1次募集>令和7年11月7日(金)から12月5日(金)まで

受付時間は公立学童保育クラブは10時から18時までです。私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。
指定校変更の申立てをする場合も、必ず期間内に申請してください。
なお、締切間際のお休み時間、17時以降は大変込み合いますので、余裕をもって提出してください。

<2次募集>

4月入会において、1次募集の後に空きがあるクラブは、2次募集を行います。

受付期間は令和8年2月4日(水)から2月9日(月)まで

受付時間は公立学童保育クラブは10時から18時までです。私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。
(2次募集の空き状況は2月上旬頃、葛飾区ホームページでお知らせいたします。)

受付場所 第1希望の学童保育クラブの窓口へ保護者の方が直接、提出書類をすべてそろえて提出してください(郵送不可)。複数の学童保育クラブへ入会申請書を提出することはできません。

申請書配布場所 区内各学童保育クラブ(公立・私立)、区内各児童館、区内子ども未来プラザ、区役所4階401 子育て支援窓口
葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

提出書類 入会申請書に勤務証明書等の書類をすべてそろえてから申請してください。
※保育園用の就労証明書では受付できません。学童用の書式をご使用ください。

締切後は一切受付できません

提出書類がそろわない又は不備がある場合も受付できませんのでご注意ください。

結果通知 1次募集の選考結果は2月上旬頃に通知を送付いたします。
2次募集の選考結果は3月上旬頃に通知を送付いたします。
公立学童保育クラブの入会承認後に入会申請を取下げの場合は、入会申請取下届を当該クラブに必ず入会前に提出してください(郵送不可)。私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。
不承認となった場合は、希望により待機ができます。

●令和8年度夏季一時学童保育(私立)入会受付について

令和8年度夏季一時学童保育(私立)の実施クラブ(別紙「学童保育クラブ一覧」の★印のクラブ)では、クラブごと(運営法人ごと)に『夏季一時学童保育のご案内』を配布しております。夏季一時学童保育の入会要件・料金・ルール等をよくご確認の上、★印のクラブの夏季一時入会を希望する場合は、以下の要領で申請してください。

受付期間 令和7年11月7日(金)から12月5日(金)まで

※締切後は、原則、受付をしておりませんが、空き状況により受付可能な場合があります。
受付期間以降は、直接クラブにお問い合わせください。

※通年入会(4月入会・随時入会)と夏季一時入会の両方に申請することはできません。

提出書類 通年入会(4月入会・随時入会)と共通の書式です。

結果通知 夏季一時入会の選考結果は2月上旬頃に通知を送付いたします。
※私立学童保育クラブにより異なる場合があります。詳しくは各クラブにお問い合わせください。

不承認となった場合は、希望により待機ができます。

※夏季一時入会の不承認となった方で、通年入会の要件を満たす方は、夏季一時入会の待機を希望しない場合(あるいは夏季一時入会の申請を取り下げた場合)、4月入会の2次募集に申請することができます。

公立の一時学童保育(令和8年度夏季・冬季・春季・緊急一時)の実施クラブ、入会受付については、別途、令和8年5月下旬頃に広報かつしか、ホームページで公表予定です。緊急一時学童保育の利用については放課後支援係(03-5654-7613)に直接お問い合わせください。

●令和8年度随時入会受付について

5月以降、受入可能人数に余裕がある学童保育クラブについては、随時入会児童の募集を行います。

公立の学童保育クラブ

入会日は毎月1日付で、月途中の入会はいりません。募集受付開始は令和8年4月1日からになります。
各学童保育クラブの募集人数については、原則、毎月1日に葛飾区ホームページにてお知らせいたします。

申請締切日 入会希望月の前月10日まで（受付場所、受付時間は4月入会と同様。）
ただし、10日が土・日曜日、祝日の場合には、その直前の開庁日までに申請してください。

締切後は一切受付できません

提出書類がそろわない又は不備がある場合も受付できませんのでご注意ください。

結果通知 選考結果は初回申請月のみ通知書を送付いたします。
（通知書送付前に放課後支援課から入会の意思確認の連絡をする場合がございます。）

不承認となった場合、希望により待機ができます。

8月の随時入会につきましては、原則、夏季一時学童保育を実施しておりますので受付は行いません。

私立の学童保育クラブ

学童保育クラブごとに異なります。申請締切日、入会日、募集人数等は直接クラブへお問い合わせください。

以下、通年入会（4月入会・随時入会）のご案内です。

●入会の要件

葛飾区に住所がある小学生のお子さんと、次に該当する場合に入会できます。

- 1 保護者の就労・疾病等により、概ね週3日以上（日曜日を除く）、放課後（午後2時以降）、監護が必要な場合
- 2 その他、監護が必要な場合

※保護者が求職中（採用内定は除く）の場合は対象になりません。

※入会中に保護者の自己都合により、入会要件から外れる事由（退職等）が発生した場合は事由発生月の末日に退会となります。

※出産を理由とした入会を希望する場合は公立学童保育クラブの緊急一時学童保育に申請してください。

入会中に産産する場合は、産後休暇後の翌月1日までに復職（出産休暇明け復職）すれば継続利用できます。

※育児休業取得中の場合は、復職月から入会できます（復職を証明する書類が必要）。

例えば、育児休業取得中に令和8年度4月入会一斉受付期間に申請いただく場合、令和8年4月中に復職する（予定も含む）方のみが申請できますが、入会が承認されても、令和8年4月中に復職しない場合は、退会していただく必要がありますので、復職時期についてはご注意ください。

入会中に育児休業を取得する場合は、父母いずれの場合も育児休業取得月の末日（1日から取得の場合は前月の末日）に退会となります。

●提出書類（提出書類確認表を参照）

1 必ず提出していただくもの

（1）入会申請書

- ・申請書は公立・私立とも同じです。複数希望がある場合は、希望学童保育クラブ名欄に、第2希望まで記入できます。
- ・申請書は第1希望の学童保育クラブに提出してください。

（2）監護が必要な状況を証明するもの

- ・父母の分が必要。※単身赴任している方の分も必要です。
- ・父母がいない場合は父母に代わる方の分が必要。※事実婚状態の方（同居されている方）の分も必要です。

父母の状況		必要な添付書類
就労	外勤（常勤・パート等）	「勤務（採用内定）証明書」※勤務先による記入が必要
	自営業	「就労状況申告書＜自営業＞」※経営主による記入が必要
就労以外	疾病・心身障害等	①「申立書」②診断書（日中監護が必要な状況が記載されているもの）又は各種手帳の写し
	介護・看護	①「申立書」②診断書（日中監護が必要な状況が記載されているもの）又は各種手帳の写し
	通学・通所	①「申立書」②在学証明書と時間割表等の写し

・監護が必要な状況を証明する書類については、申請日より3か月以内に発行されたものが有効です。

・兄弟姉妹2人以上で同じ学童保育クラブの入会を希望する場合、申請書は1人1部、監護が必要な状況を証明する添付書類は世帯で1部ご用意ください。

2 状況に応じて提出いただくもの ※選考基準指数に加算されます。

世帯の状況	必要な添付書類
ひとり親世帯	ひとり親医療証・児童扶養手当証書・児童育成手当認定通知書の写しのいずれか一つ （上記の給付を受けていない場合は）世帯全員で続柄の記載のある住民票の写しと世帯状況確認書 ※入会申請書の家族構成欄に記載された方全員の住民票の写しが必要
心身に障害等のあるお子さん	愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・児童通所サービス受給者証（有効期限内） ・特別支援学校（学級）の在学証明書又は就学証明書・診断書の写しのいずれか一つ

上記提出書類をすべてそろえてから、申請締切日までに第1希望の学童保育クラブへ申請してください。

なお、申請日から入会までに3か月以上経過しているときは、入会時に勤務証明書等の再提出をお願いする場合があります。

●心身に障害等のあるお子さんの入会について

- 1 対象となる児童：区内在住で入会の要件があるお子さんのうち、医療行為を必要とせず、集団生活が可能な方で、次のいずれかに該当する場合
- ①愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童通所サービス受給者証の交付を受けている。
 - ②特別支援学校、特別支援学級に入学及び在籍している。
 - ③心身の発達に気になる点等があり医師の診断により特別な配慮が必要である（診断書がある）。
- 2 入会について
- お子さんを安全にお預かりするために、障害・疾病の程度や保育方法、クラブの状況等を総合的に考慮し、必要に応じて面談を実施させていただき、入会について決定いたします。そのため事前に職員が現在通学・通園している施設や以前通学・通園していた施設等に伺い、お子さんの日頃の活動状況を確認させていただくことがあります。（事前確認は、後日、施設と日時を調整したうえで伺います。）医師の診断があるお子さんは診断書等の提出（初回申請時のみ）が必要となります。

●食物アレルギーをお持ちのお子さんの入会について

公立の場合は、医師から食物アレルギーを有すると診断され、配慮が必要とされるお子さんについては、お子さんの安全を考え、おやつ・飲み物・弁当を保護者の方に用意していただくことになります。

私立の場合は学童保育クラブによって異なります。詳しくはご希望の学童保育クラブまでお問い合わせください。

●選考方法

『学童保育クラブ入会選考基準指数』及び『調整指数』（4ページ）に基づき、必要性の高い1年生及び障害のある児童から順に希望の学童保育クラブについて受入可能人数の範囲内で入会を決定します。指数が同点の場合は、希望学童保育クラブの順位の高い世帯を優先し、次に以下の項目を総合的に判断し入会を決定します。

- ・新規と転所の場合、新規申請を優先する（ただし、転居等による転所は除く）。
- ・保護者の帰宅時間を比較し、遅い世帯を優先する。

不承認となった場合は、希望により待機ができます。

●入会期間

入会期間は、令和9年3月31日までです。次年度も入会を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

なお、入会の決定後に、各学童保育クラブにて説明会等を実施する場合があります。

●葛飾区へ転入を予定されている方へ

学童保育クラブは、葛飾区にお住まいでない方は利用できません。

ただし、入会日までに転入を予定している場合は入会申請をすることができますので、締切日までに必要な書類をそろえて申請してください。その際、提出書類（P2）のほかに、『住宅の売買契約書の写し』又は『賃貸契約書の写し』等、葛飾区への転入時期、転入先住所のわかるものを必ず添付してください。

入会日までに転入ができない場合や、入会後区外へ転出し転校した場合は、葛飾区の学童保育クラブへ通うことはできません。

●使用料

月額 4,000円（在籍中は、利用がない月でも料金がかかります）

※上記使用料とは別に、各学童保育クラブで間食費・教材費（月額3,000円程度）を負担していただきます。

- ・18時以降延長使用される場合、別途延長使用料が必要です。延長保育の実施は私立のみとなり、実施時間帯や月額は学童保育クラブによって異なります。詳しくはご希望の学童保育クラブまでお問い合わせください。
- ・同一世帯において学童保育クラブ使用料や保育施設保育料に6か月以上の滞納があると（納付誓約通り履行している場合を除く）入会が保留になる場合があります。
- ・公立学童保育クラブの支払方法は原則として口座振替となります（毎月末の引落としとなります）。

入会の承認後、別途「葛飾区口座振替（自動払込）依頼書」を送付します。入会の前月中にお手続きを完了してください。

なお、依頼をしてから口座振替が開始するまで、1～2ヶ月ほどかかります。

口座振替が開始となる旨の通知が届くまでは、納付書によるお支払いをお願いします。

※私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。

●使用料の減額・免除、間食費の助成

次の表に該当する世帯は入会後、別途申請により入会中の費用を減額・免除・助成します。

※減額・免除・助成の承認期間は、申請内容により異なります。遡って減額・免除・助成を適用できない場合もありますので、入会後はすみやかに提出いただくようお願いいたします。

世帯状況		使用料（延長使用料は対象外）	間食費（おやつ代）
生活保護受給世帯	令和7年度住民税非課税世帯 令和7年度住民税均等割のみ課税世帯 兄弟姉妹で入会の世帯 （一番年齢の低い児童を除く他の児童が対象）	全額免除	月額2,000円の助成
令和7年度住民税非課税世帯		半額に減額 （負担が月額2,000円になります。）	助成なし （全額負担していただきます。）
令和7年度住民税均等割のみ課税世帯			

●指導時間

		公立学童保育クラブ	私立学童保育クラブ
開所日		月曜日～土曜日	月曜日～土曜日
閉所日		日・祝・年末年始	日・祝・年末年始
指導時間	授業のある日	下校時～18:00	下校時～18:00 ※一部例外あり。各クラブへ直接お問い合わせください。
	学校休業日	8:30～18:00	8:30～18:00 ※一部例外あり。各クラブへ直接お問い合わせください。
	（延長時間）	—	すべての学童保育クラブで実施 ※時間は各クラブへ直接お問い合わせください。

<別表1> 学童保育クラブ入会選考基準指数

項目	保 護 者 の 状 況			基準指数	提出書類	
	類 型	細 目				
1	居宅外 労 働 (自営の場合を含む)	月20日以上 (週5日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超	10	勤務証明書 又は就労状況 申告書	
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで	8		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで	6		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで	4		
		月16日以上 (週4日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超	9		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで	7		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで	5		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで	3		
		月12日以上 (週3日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超	8		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで	6		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで	4		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで	2		
		不規則勤務	不規則勤務で週40時間以上(夜間勤務等を含む)	10		
			不規則勤務で週30時間以上40時間未満(夜間勤務等を含む)	7		
			不規則勤務で週20時間以上30時間未満(夜間勤務等を含む)	5		
	居宅内 労 働	自 営 (自宅と事業所が同一家屋で、常時事務所勤務の場合)	就業時間が17:00超	8		
			就業時間が16:00超～17:00まで	6		
			就業時間が15:00超～16:00まで	4		
			就業時間が14:00超～15:00まで	2		
2	介護 看護	居宅外 (病院・施設等)	常時付添いが必要であるとき	8	申立書及び 診断書の写し 各種手帳の写し	
			上記以外で、医師の指示により付添いが必要であるとき	5		
	在 宅 (同居・別居含む)	要介護認定3～5、身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度に該当する程度であるとき	8			
		要介護認定1～2、身体障害者手帳3級、愛の手帳3～4度に該当する程度であるとき	6			
		上記に掲げる程度に該当しない場合	2			
3	就学 技能修得	保護者が就学・技能修得等のため外出を常態としている場合		日数、帰宅時間に応じて 居宅外労働の点数を 準用する	申立書及び 在学証明書等 の写し	
4	疾病 心身障害	疾病	居宅内 療養	おおむね2ヶ月以上入院(又は予定)の常態にある場合	10	申立書及び 診断書の写し 各種手帳の写し
				(ア)絶対安静、精神障害者保健福祉手帳1～3級程度	10	
				(イ)上記に掲げる程度に至らないが、精神に障害を有すること又は神経症により、保育に当たることができない状態にあると認められるとき	9	
				(ウ)(ア)又は(イ)に掲げる場合に該当しないが、保育に当たることができないと認められるとき	7	
		心身 障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級、愛の手帳1～3度に該当する場合	10		
			身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級、愛の手帳4度に該当する場合	9		
			その他の心身障害者	7		

- ①保護者のそれぞれについて選考基準指数を求め、合算して当該児童の指数とする。
 ②保護者が児童の監護にあたれない状況が複数ある場合は、原則として指数の高い状況をとる。
 ③決定した世帯の指数には、別表2の調整指数を加減算することができる。

<別表2> 調整指数

加算指数	学年調整	小学校1年生	+10
		小学校2年生	+8
		小学校3年生	+6
		小学校4年生	+4
		小学校5年生	+2
		小学校6年生	0
	ひとり親調整		+14
	障害児調整		+10

ひとり親調整については、ひとり親であることがわかる書類の提出が必要となる。 } 提出書類についてはP2の「2 状況に応じて提出
 障害児調整については、障害児であることがわかる書類の提出が必要となる。 } いただくもの」に記載
 障害児については学年による加算調整はしない。

「この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。」